

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年3月30日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 <sup>※1</sup>		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 <sup>※2</sup>		1市4町2村 <sup>※2</sup>
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 <sup>※2</sup>		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	1市4町2村 <sup>※2</sup>		—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
野菜類 キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村(ただし、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)	
	会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)		
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごごみ)	福島市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
クサソテツ(ごごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、二本松市、大玉村		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市		—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
ユズ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧塙本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	
	米(平成24年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成25年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成27年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成28年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成29年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成30年産)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成31年産)(2019年産)	※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和2年産)	※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和3年産)	※13(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(令和4年産)	※14(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)及び酸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	真野川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれら湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖及び秋元湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	クロソイ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※15</sup>	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 <sup>※16</sup>
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—
	ノワサギの肉	全域	—
	ヤマトリの肉	全域	—

\*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯能町(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

\*2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、及び飯田町(平成24年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、川内村(平成25年2月1日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、東根村(平成25年2月1日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、及び新所村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)。

※4 福島県庁舎・鶴舞橋・福島第一原電発電所から半径2キロメートル圏内の区域を除く。)、川内町(福島第一原電発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町・船引町横道・船引町中山字小塙及び宇下字馬尻、常葉町塙原・常葉町山垣並びに市内)

(区域に限る。), 国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。), 郡山市(旧富久山町の区域に限る。), 福島市(旧西塙村の区域に限る。), いわき市(旧山田村の区域に限る。), 川俣町(旧飯坂村の区域に限る。), 三春町(旧沢右村の区域に限る。), 大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

\*6 福島県南北両市・平成24年3月30日付け指⽰により設定された帰還困難区域・被災者休居区域(北に内閣府有林部休居区域を304ha、2305haの範囲で、南に内閣府有林部休居区域を232haの範囲で)を除く。

困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年6月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び尾鷲市(平成24年3月30日付け指示により指定された避難住民区域及び避難解除準備区域に限る。)及び郡山市(平成24年6月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び郡山市(平成25年5月15日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※福島県南相馬市は、平成25年3月10日より「避難指示」により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年5月10日より「避難指示」により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪俣町、宮原町(平成25年5月7日付け避難指示により「避難指示」が解除された区域に限る)、耶麻郡川原町(平成25年5月7日付け避難指示により「避難指示」が解除された区域に限る)、耶麻郡川原町(平成25年5月7日付け避難指示により「避難指示」が解除された区域に限る)。

走き屋町、篠原町、西新町、名古屋市昭和区、名古屋市瑞穂区、名古屋市中村区に限る。)は、毎年4月24日(土曜日)13時00分より設置される「防逃園地」を除く区域に限る。)、浪花町(半蔵門3丁目)は、毎年4月24日(土曜日)13時00分より設置される「防逃園地」を除く区域に限る。)及び篠原町(半蔵門3丁目)は、毎年4月24日(土曜日)13時00分より設置される「防逃園地」を除く区域に限る。)は、毎年4月24日(土曜日)13時00分より設置される「防逃園地」を除く区域に限る。)

\*8 福島県南相馬市平成24年3月付「市長による実績評定」を受けた居住区域に限る。川俣便は平成25年8月7日付で示された「市長による実績評定」により実績評定を受けた居住区域に限る。「」は、高岡町・高岡町平成25年3月27日付で示された「市長による実績評定」により実績評定を受けた居住区域に限る。「」は、原町村・原町村平成25年3月27日付で示された「市長による実績評定」により実績評定を受けた居住区域に限る。「」は、浪江町・浪江町平成25年3月27日付で示された「市長による実績評定」により実績評定を受けた居住区域に限る。

定された帰還困難区域を除く区域に限る。川内村(平成26年9月12日付け指示により認定された避難指示解除準備区域に限る)、萬古村(平成25年3月7日付け指示により認定された帰還困難区域を除く区域に限る)及び鮎前村(平成24年6月15日付け指示により認定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

\*福島県南相馬市平成24年3月30日付け指しにより設定された「居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。」、川俣町(平成25年8月7日付け指しにより設定された「居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。」)、高岡町(平成25年11月30日付け指しにより設定された「帰還困難区域及び避難区域に限る。」)、大熊町(平成24年11月30日付け指しにより設定された「帰還困難区域及び避難区域に限る。」)、浪江町(平成25年8月7日付け指しにより設定された「帰還困難区域及び避難区域に限る。」)。

避難区域を除く(区域に限る)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))及び飯舘村(平成4年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く(区域に限る))。

※福島県川俣町(平成25年8月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域又は避難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く。)、双葉町(平成25年7月4日付け指⽰により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年7月4日付け指⽰により設定された帰還困難区域に限る。)

※11 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※13 福島県大熊町(平成24年11月30日付)指示により「設定された帰還困難区域(令和2年3月5日より入規制緩和された区域を除く)を除く、双葉町(平成25年5月7日付)指示により設定された帰還困難区域(区域を除くに限る)」、双葉町(平成25年5月7日付)指示により「設定された帰還困難区域(区域を除くに限る)」、双葉町(平成29年11月10日に認定された特定復興困難区域を除く)を除くに限る)、双葉町(平成29年9月15日に認定された特定復興困難区域を除く)

\*14 福島市富原町(平成30年3月8日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、喜茂村(平成30年5月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る)、大野町(平成24年11月10日付け指示により既定された特需復興再生拠点区域を除く)、千賀町(平成25年5月7日付け)

提示により上記改定された都県区域(平成28年9月16日)に固定された特定復興再生拠点区域に属する。), 高麗村(平成30年5月11日に固定された特定復興再生拠点区域に属する。), 高麗前村(平成30年4月20日に固定された特定復興再生拠点区域に属する。)

※15 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※16 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和4年3月30日現在**

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町の区域を除く。)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。)
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
肉	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、登米市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町 気仙沼市(ただし、県の定める出荷・検査方針 <sup>※1</sup> に基づき管理されるマツタケを除く。)
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。) <b>丸森町(旧金山町、旧館矢間村及び旧大権村の区域に限る。(ただし、県の定める出荷・検査方針<sup>※1</sup>に基づき管理されるタケノコを除く。))</b>
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	山形市
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町、大子町
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塙谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサンテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塙谷町、高根沢町、那須町
	サンショウウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塙谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町
	こしあぶら(野生のものに限る。) <sup>※2</sup>	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村、川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) <sup>※2</sup>	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\*1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

\*2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和4年3月30日現在

福島県		出荷制限
クサツツ(こごみ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.9～: 福島市、猪折町</li> <li>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、西郷町、三春町</li> <li>H24.5.2～: 川俣町</li> <li>H24.5.7～: 田村市</li> <li>H24.5.7～R3.4.9解除: 古殿町</li> <li>H24.5.10～R3.9.10～部解除: 二本松市、大玉村(被曝されるクサツツは出荷制限の対象から除く。)</li> <li>H24.5.10～: 那須郡</li> <li>H24.5.14～: 那須郡</li> <li>H24.5.17～: 境東町、東郷村</li> <li>H24.5.18～: 庄原町</li> </ul>
クサツツ(こごみ) (野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H26.4.24～H29.9.11解除: 会津美里町</li> <li>H27.4.30～: 南相馬市</li> </ul>
コシアブラ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.2～: 福島市、二本松市</li> <li>H24.5.7～: 那須郡</li> <li>H24.5.10～: 伊達市、西郷町、猪巻町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村</li> <li>H24.5.14～: 猪俣川町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村</li> <li>H24.5.17～: 猪折町、猪苗代町</li> <li>H24.5.18～: 那須町、土塙原村</li> <li>H24.5.19～: 遠野町</li> <li>H24.5.19～: 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、喜多方</li> <li>H24.5.20～: 三島町、川内村</li> <li>H24.5.22～: 遠川町、庄原町</li> <li>H24.5.26～: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、金峰坂下町、玉川村、平田村、中条村</li> <li>H24.5.29～: 三春町</li> <li>H24.5.30～: 金成若林村、磐石町</li> <li>H24.5.30～: 金山町</li> <li>H24.5.70～: 喜和村</li> </ul>
コシアブラ (野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H28.4.28～: 西会津町</li> <li>H28.5.6～: 只見町</li> </ul>
ゼンマイ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.2～: いわき市、二本松市</li> <li>H24.5.10～: 相馬市</li> <li>H24.5.24～: 川俣町</li> <li>H24.5.31～: 南相馬市</li> <li>H24.5.14～: 境東町、東郷村</li> <li>H24.5.16～: 猪俣川町</li> <li>H24.5.20～: 川内村</li> <li>H24.5.70～: 那須郡</li> <li>H24.5.14～: 田村市</li> </ul>
ゼンマイ (野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H28.5.14～: 庄原町、大玉村</li> </ul>
ワフミンク (野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H28.5.24～: 福島市、西郷町</li> </ul>
タラノメ (野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.4.1～: 福島市、猪折町</li> <li>H24.4.2～: いわき市、相馬市、伊達市、喜多方</li> <li>H24.4.7～: 那須郡</li> <li>H24.5.10～: 大玉村、西郷村</li> <li>H24.5.14～: 川俣町</li> <li>H24.4.25～: 南相馬市</li> <li>H24.5.14～: 庄原町、喜多方</li> <li>H24.5.19～: 二本松市、古殿町、喜多方</li> <li>H24.5.20～: 川内村</li> <li>H24.5.26～: 本宮市、猪俣川村</li> <li>H24.5.6～: 磐石町</li> <li>H24.5.10～: 田村市</li> <li>H24.5.14～: 猪苗代町</li> <li>H30.5.2～: 北塙原村</li> </ul>
フキ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.26～: 喜多方</li> </ul>
フキ(野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.19～: 猪折町、猪俣町</li> <li>H24.5.16～: 天栄村</li> </ul>
フキノトウ (野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.4.9～H31.2.27解除: 田村市</li> <li>H24.4.10～: 伊達市、猪折町、西郷町</li> <li>H24.4.11～: 境東町、東郷村</li> <li>H27.2.25～: 南相馬市</li> <li>H28.1.20～: 本宮市</li> </ul>
ワラビ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.10～R2.3.10～部解除: 伊達市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。)</li> <li>H24.5.10～H28.8.1～部解除: いわき市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。)</li> <li>H24.5.17～: 川俣町</li> <li>H24.5.17～H27.5.15～部解除: 喜多方市</li> <li>R24.2.24解除: 喜多方市</li> <li>H24.5.17～H28.8.2～部解除: 福島市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。)</li> <li>H24.5.18～: 南相馬市</li> <li>H24.5.11～: 飯川村</li> <li>H24.4.20～: 境東町</li> <li>H24.5.14～: 東郷村</li> </ul>
ワラビ(野生のものに限る。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.5.14～: 二本松市</li> <li>H24.5.14～: 庄原町</li> </ul>
ウメ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.6.2～H25.10.21解除: 福島市、伊達市、喜多方</li> <li>H23.6.2～H25.10.21解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域に除く。)</li> <li>H23.6.6～R2.2.13解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</li> <li>H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。)</li> <li>H24.6.6～H25.10.21解除: 国見町</li> <li>H23.6.6～H24.7.11解除: 稲葉郡</li> </ul>
ユズ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.8.29～R4.3.30解除: 福島市</li> <li>H23.8.29～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域に限る。)</li> <li>H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市</li> <li>H23.10.14～H28.3.17解除: 猪折町</li> <li>H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市</li> <li>H23.8.29～H30.1.26解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</li> </ul>
クリ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.9.20～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域に限る。)</li> <li>H23.9.20～R3.3.24解除: 伊達市、南相馬市(平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</li> <li>H24.9.26～H27.1.23解除: 二本松市</li> <li>H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市</li> </ul>
キウイフルーツ		<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.12.9～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指標により設定された帰還困難区域に限る。)</li> <li>H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域を除く。)</li> <li>H23.12.9～H30.1.13解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美畠、原町区片倉字行津及び原町区大字字和田城の区域に限る。)</li> </ul>
小豆		<ul style="list-style-type: none"> <li>H25.1.4～H25.11.7～部解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(旧大生村の区域に限る。)</li> </ul>
種類		<ul style="list-style-type: none"> <li>H24.11.15～H25.11.7～部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)</li> <li>H24.12.25～H26.3.13～部解除: 須賀川市(日長沼町の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 都市市(旧野谷村の区域に限る。)</li> <li>H25.1.4～H26.3.13～部解除: 桑折町(日立遠崎町の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日立子山村の区域に限る。)</li> <li>H25.1.4～H25.8.9～部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日立子山村の区域に限る。)</li> <li>H25.1.4～H25.8.9～部解除: 桑折町(日立遠崎町の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日立子山村の区域に限る。)</li> <li>H25.2.18～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日立子山村及び旧水保村の区域に限る。)</li> <li>H25.3.5～H25.7.10～部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日立子山村及び旧水保村の区域に限る。)</li> <li>H25.3.25～H25.7.10～部解除: 福島市(日立塙村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日立塙村の区域に限る。)</li> <li>H25.1.4～H25.5.17～部解除: 伊達市(旧塙村及び旧富野村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 伊達市(旧塙村及び旧富野村の区域に限る。)</li> <li>H25.1.4～H25.7.10～部解除: 福島市(日野田村及び旧平野村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 福島市(日野田村及び旧平野村の区域に限る。)</li> <li>H25.1.4～H25.7.17～部解除: 本宮市(日和木沢村(白沢村)の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 本宮市(日和木沢村(白沢村)の区域に限る。)</li> <li>H25.12.18～H27.6.23～部解除: 南相馬市(旧田村の区域に限る。)</li> <li>～H27.10.23解除: 南相馬市(旧田村の区域に限る。)</li> <li>H26.12.17～H27.6.23～部解除: 本宮市(旧白岩村に限る。)</li> <li>～H28.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。)</li> <li>H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。)</li> <li>～H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。)</li> </ul>
穀類 米(平成29年度)		<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.11.17～: 福島市(旧小国町の区域に限る。)</li> <li>H23.11.29～: 伊達市(旧小国町及び旧月映町の区域に限る。)</li> <li>H24.12.5～: 福島市(旧福島市の区域に限る。)</li> <li>H24.12.6～: 二本松市(旧渋川村の区域に限る。)</li> <li>H23.12.9～: 伊達市(旧桂沢村及び旧富野村の区域に限る。)</li> <li>H23.12.10～: 伊達市(旧塙村の区域に限る。)</li> <li>H24.1.4～: 伊達市(旧塙村の区域に限る。)</li> </ul>

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象。



※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和4年3月30日現在

山形県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	R4.1.8~: 山形市。
肉	クマの肉	H24.9.10~H26.3.17: 部解禁、全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10: 解除: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21~4.17: 解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1: 解除: 北茨城市、高萩市
カキナ		H23.3.21~4.17: 解除: 全域
バセリ		H23.3.22~4.17: 解除: 全域
タケノコ		H24.4.6~H29.9.5: 解除: 潮来市 H24.4.6~H27.4.17: 解除: つくば市、いわき市 H24.4.13~H29.6.8: 解除: 利根町 H24.4.13~H27.4.17: 解除: 守谷市 H24.4.13~H27.4.24: 解除: 取手市 H24.4.13~H27.10.2: 解除: 石岡市 H24.4.13~H28.1.4: 解除: 龍ヶ崎市 H24.4.13~H28.9.21: 解除: 萩城町 H24.4.6~H29.7.24: 解除: 小美玉市 H24.4.19~H29.12.4: 解除: ひたちなか市 H24.4.19~H21.2.22: 解除: 錦田市 H24.4.19~H27.9.1: 解除: 東海村 H24.4.26~H3.12.7: 解除: 北茨城 H24.4.26~H30.1.28: 解除: 大洗町
野菜類		H23.10.14~H28.8.22: 部解禁: 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14~H30.7.10: 部解禁: 小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14~H30.12.13: 部解禁: 土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14~H28.5.18: 部解禁: 熊谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.10~H60.4.24: 部解禁: 安威町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原本シタケ(露地栽培)		H24.4.6~R3.3.26: 部解禁: 常陸太田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~ひたちなか市、稟原町
原本シタケ(施設栽培)		H23.10.14~H28.8.18: 部解禁: 土浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14~H28.5.18: 部解禁: 熊谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.10~H60.4.24: 部解禁: 安威町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
コシアブラ		H24.5.10~: 日立市、常陸太田市(野生のものに限る。) R1.5.19~: 石岡市、高萩市、北茨城市、笠間市、桜川市、大子町(野生のものに限る。)
キノコ類(野生のものに限る。)		R1.12.2~: 高萩市、北茨城市、城東市 R2.11.16~: 日立市、常陸太田市、笠間市、大子町 R2.12.28~: 石岡市、つくば市 R3.12.19~: 石岡市、安威町
水産物	インガレイ	H24.7.5~H27.10.2: 解除: 鹿島港海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、北緯36度38分の緯及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5~H25.25: 解除: 北緯36度38分の緯、我が国他の経済水域の外縫線、茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
スズキ		H24.4.17~H28.1.4: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバル		H24.4.17~H26.5.14: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17~H26.1.20: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.11.9~H26.1.20: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17~H27.2.30: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、北緯36度38分の緯及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H24.8.30: 解除: 北緯36度38分の緯、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスペ		H24.6.1~H27.10.2: 解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカマグマ(養殖を除く。)		H24.4.17~R3.5.19: 解除: 霧ヶ浦、北浦及び外浪浦港並びにこれらの湖沼に入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)		H24.4.17~H27.3.24: 解除: 霧ヶ浦、北浦及び外浪浦港並びにこれらの湖沼に入する河川並びに常陸利根川
ウナギ		H24.5.7~H28.1.30: 解除: 霧ヶ浦、北浦及び外浪浦港並びにこれらの湖沼に入する河川並びに常陸利根川 H24.5.7~H26.1.30: 解除: 茨城県内の郡川(支流含む。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2~H23.12.21: 部解禁: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2~H25.11.1: 解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、龍崎市、潮来市、守谷市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2~10.1.6: 解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2~H24.4.5: 解除: 大子町 H23.6.2~H24.5.23: 解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.20: 解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.6.5: 解除: 錦田市 H23.6.2~H24.7.24: 解除: 水戸市 H23.6.2~H24.8.20: 解除: 畿北市 H23.6.2~H24.9.12: 解除: 白石市 H23.6.2~H24.10.5: 解除: 萩城町 H23.6.2~H24.10.11: 解除: つくば市 H23.6.2~H25.4.3: 解除: 牛久市 H23.6.2~H25.5.29: 解除: 上毛市、北茨城市、笠間市 H23.6.2~H25.6.17: 解除: 小美玉市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21~4.21: 解除: 那須塩原市、塙谷町
カキナ		H23.3.21~4.27: 解除: 全域
原本シタケ(露地栽培)		H24.2.15~R2.225: 部解禁: 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15~H60.6.13: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H26.7.4: 部解禁: 高根沢町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H27.8.5: 部解禁: 力敷町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H28.5.18: 部解禁: 玄武町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H28.5.18: 部解禁: 壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H27.2.20: 部解禁: 日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H24.4.27: 部解禁: 上三川町
原本シタケ(施設栽培)		H24.4.12~H80.3.28: 部解禁: 足利市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H27.2.20: 部解禁: 荒木町、那須川原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H27.12.1: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H28.1.25: 部解禁: 那須烏山町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.15~H28.5.18: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.15~H28.12.2: 部解禁: 那須町、那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.15~H28.7.13: 部解禁: 王生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13~H27.6.7: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原木クリタケ(露地栽培)		M2.2.15~H26.10.24: 部解禁: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15~H25.10.23: 部解禁: 矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H27.8.7: 部解禁: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H27.2.20: 部解禁: 大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H28.6.28: 部解禁: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.17~H28.4.17: 部解禁: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.23~H28.4.7: 部解禁: 王生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~H28.10.24: 部解禁: 目光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原木クリタケ(施設栽培)		H23.11.1~: 那須塩原市: 矢板市
原木クリタケ(露地栽培)		H23.11.14~: 那須塩原市: 日光市 H24.10.4~: 矢板市
原木ナメコ(露地栽培)		H24.3.1~: 那須塩原市: 日光市 H24.4.10~: 矢板市 H24.4.10~H24.4.27: 那須町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.3~: 日光市、高崎市、那須塩原市: 基生町、那須川原町 H24.8.7~: 那須町 H24.8.8~: 矢板市 H24.8.10~: 那須町 H24.8.29~: 大田原市 H24.10.10~: 矢板町 H24.10.12~: 那須烏山市 H28.7.18~: 那須町 H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.15~: 矢板市
タケノコ		H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.15~: 矢板市
クサソツ(こごみ)(野生のものに限る。)		H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.2~: 那須塩原市、茂木町
コシアブラ(野生のものに限る。)		H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.7~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.12~: 那須町 H24.5.15~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.17~: 那須町 H24.5.20~: 那須町 H24.5.21~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.22~: 那須町 H24.5.23~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.24~: 那須町 H24.5.25~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.26~: 那須町 H24.5.27~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.28~: 那須町 H24.5.29~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.30~: 那須町 H24.5.31~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.32~: 那須町 H24.5.33~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.34~: 那須町 H24.5.35~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.36~: 那須町 H24.5.37~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.38~: 那須町 H24.5.39~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.40~: 那須町 H24.5.41~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.42~: 那須町 H24.5.43~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.44~: 那須町 H24.5.45~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.46~: 那須町 H24.5.47~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.48~: 那須町 H24.5.49~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.50~: 那須町 H24.5.51~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.52~: 那須町 H24.5.53~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.54~: 那須町 H24.5.55~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.56~: 那須町 H24.5.57~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.58~: 那須町 H24.5.59~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.60~: 那須町 H24.5.61~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.62~: 那須町 H24.5.63~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.64~: 那須町 H24.5.65~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.66~: 那須町 H24.5.67~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.68~: 那須町 H24.5.69~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.70~: 那須町 H24.5.71~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.72~: 那須町 H24.5.73~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.74~: 那須町 H24.5.75~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.76~: 那須町 H24.5.77~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.78~: 那須町 H24.5.79~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.80~: 那須町 H24.5.81~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.82~: 那須町 H24.5.83~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.84~: 那須町 H24.5.85~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.86~: 那須町 H24.5.87~: 那須塩原市、茂木町 H24.5.88~: 那須町 H24.5.89~:

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和4年3月30日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.25解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.9.10～H25.3.25解除：永野川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） H25.3.30～H27.2.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.23解除：大戸川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.26解除：荒井川（支流を含む。）及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。）
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除：全域
肉	イノシシの肉	H23.1.22～H23.12.2一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
	シカの肉	H23.12.2～全域
その他 茶		H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除：鹿沼市
群馬県		出荷制限
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除：全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～：沼田市、東吾妻町、猪苗村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.28～：長野原町 H24.11.19～：みなかみ町 R3.12.19～：みどり市、中之条町、高崎市、片品村、川場村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	前橋市(旧富士見町に限る。)、沼田市(旧吾妻村に限る。)、藤岡市(旧藤原市に限る。)、みどり市(旧多胡町に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、みなかみ町、片品村、片品野及び川場村 前橋市(旧富士見町に限る。)、高崎市(旧金洲村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧巻川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川（支流を含む。） H24.4.27～H25.4.25解除：小川中（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.6～H24.8.8解除：吾妻川のうち川田橋の上流（支流を含む。） H24.8.6～H25.6.26解除：薄根川（支流を含む。） H25.3.12～H30.1.29解除：薄根川（支流を含む。）
	イノシシの肉	H24.10.10～：全域
	クマの肉	H24.8.10～：全域
	シカの肉	H24.4.1.14～：全域
	ヤマドリの肉	H23.1.23～：全域
その他 茶		H23.6.30～H24.5.26解除：桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市
埼玉県		出荷制限
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.19～：桶川町、越谷町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.29～：桶山町
千葉県		出荷制限
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	シンジギク、チングサンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	バセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
農産物	タケノコ	H24.4.5～H25.5.22解除：市原市、木更津市 H24.4.6～H28.1.14解除：宋町 H24.4.6～H28.9.21解除：我孫子市 H24.4.11～H27.1.22解除：柏市、白井市 H24.4.11～H25.5.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：我孫子市 H23.10.14～H26.10.4一部解除：我孫子市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.18～：夷隅市 H23.12.2～H26.10.4一部解除：佐倉市 H24.2.25～H26.1.25一部解除：印西市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～：白井市 H24.4.10～H25.1.20解除：八千代市 H24.4.5.18～H26.3.19一部解除：山武市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H28.10.4一部解除：香取市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.18～H28.2.15一部解除：千葉市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.16～H26.3.16一部解除：山武市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H28.10.4一部解除：印西市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H28.11.20一部解除：若狭市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H28.10.14一部解除：鴨川市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.19～H25.1.20解除：鴨川市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.16～H26.3.16一部解除：山武市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H28.11.20一部解除：若狭市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H28.10.14一部解除：鴨川市(ただし、県の定める營農計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	キンブナ	H24.7.18～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）、「手賀川（支流を含む。）」、「手賀川（支流を含む。）」、「手賀川（支流を含む。）」
水産物	コイ	H25.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）、「手賀川（支流を含む。）」、「手賀川（支流を含む。）」
	ワナギ	H25.11.22～：千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛新水鏡及び印旛水門の上流、西綿用木第一揚水機場の下流、八筋川、冬田溝並びに豊田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	H24.4.1.5～H25.1.18一部解除：全城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他 茶		H23.2.2～H24.5.1解除：成田市
		H23.2.2～H25.5.13解除：成田市
神奈川県		出荷制限
神奈川県		出荷制限
その他 茶		H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.2～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.25解除：相模原市 H23.6.27～11.25解除：中井町
		H23.6.2～11.11解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：津河原町
新潟県		出荷制限
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H22.9.5～：魚沼市、津南町 H30.5.21～：南魚沼市、湯沢町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新潟田舎、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、粟ヶ崎町、赤堀町、向山町、鶴岡町、鶴岡市、河原町、刈羽村、関川村 H24.1.5～R2.10.2一部解除：十日町市、上越市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。） H24.11.5～R3.10.2一部解除：糸魚川市、南魚沼市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）
山梨県		出荷制限
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
長野県		出荷制限
農産物		H24.8.20～：輕井沢町、御代田町 H24.10.1～：小海町、青木村（マツタケを除く。） H24.10.1～H27.1.20解除：小海町、南牧村（マツタケに限る。） H24.10.1～H27.1.20解除：佐久市（マツタケを除く。）
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11～H27.1.20解除：佐久市（マツタケに限る。） H25.10.1～H27.1.20解除：小諸市（マツタケに限る。） H25.10.1～H27.1.20解除：佐久穂町（マツタケに限る。） H25.10.1～H27.1.20解除：佐久穂町（マツタケを除く。）
	コシアブラ	H26.2.1～：御代田町、輕井沢町 H26.5.28～：中野市、野沢温泉村 H27.5.28～：木島平村 R2.6.19～：御代田町
	シカの肉	H29.12.7～H29.12.7一部解除：富士見町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）
静岡県		出荷制限
静岡県		出荷制限
農産物		H24.11.5～：御殿場市、小山町 H24.19.3～：富士宮市、富士市 H24.10.7～：裾野市
肉		

\* ● ● ● の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和4年3月30日現在

福島県	摂取制限	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)	
	H23.4.13～飯館村 H23.9.6～棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) H23.9.15～R3.9.10一部解: いわき市、棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。) H23.9.20～R3.9.10一部解: 南相馬市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)	
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H24.3.28～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象